

第4回福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部会議 議事次第

日時：2020年（令和2年）3月5日18：30～
場所：福山市役所6階60会議室

1 開 会

2 報告事項

（1）国，県の動向について

（2）本市の対応について

3 協議事項

（1）市有施設の使用料の返還について

（2）3月15日以降の市主催イベントの対応について

（3）その他

4 閉 会

第4回福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)3月5日18:30～

場 所 福山市役所6階 60会議室

	(中島副本部長)	市長	(杉本野部副市長)
保健福祉局長	○		
保健所長	○		
総務局長	○		
総務部参与 (危機管理(安心・安全)担当)	○		
市長公室長	○		
企画財政局長	○		
経済環境局長	○		
		市長	
		○	
			○
			○ 市民局長
			○ 建設局長
			○ 建設局参事
			○ 教育次長
			○ 上下水道局経営管理部長
			○ 市民病院管理部長
			○ 消防局長

■ 新型コロナウイルス感染症の国内事例（チャーター便、クルーズ船の患者を除く）
 ※2020年（令和2年）3月4日12時時点

全国	246名
北海道	78名
宮城県	1名
栃木県	1名
千葉県	13名
東京都	38名
神奈川県	24名
新潟県	5名
石川県	4名
長野県	1名
岐阜県	2名
静岡県	1名
愛知県	36名
三重県	1名
京都府	3名
大阪府	8名
兵庫県	3名
奈良県	1名
和歌山県	11名
高知県	3名
福岡県	3名
熊本県	5名
大分県	1名
沖縄県	3名

■ 国・県の対応状況（下線：更新箇所）

（1）国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2/1施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～3/1 第16回）
- 2月 3日 流行地域の変更（武漢市→湖北省）
- 2月12日 流行地域の変更（湖北省→湖北省・浙江省）
- 2月16日 第1回専門家会議（～2/29 第4回）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 流行地域の変更（湖北省・浙江省→中国湖北省・浙江省，韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡）
- 2月26日 安倍内閣総理大臣による全国的なイベント等の中止等の対応要請
- 2月27日 安倍内閣総理大臣による小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請

（2）県の対応状況 ※県内発生なし（3/4現在）

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画を策定

広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）

1 本県の行動計画の作成

今後想定される新型コロナウイルス感染症の県内での発生あるいはまん延に備え、特措法制定に先んじて、新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 12 月）に準じて、新型コロナウイルス感染症対策行動計画を策定する。

なお、この計画は、特措法制定後、必要な修正を加えた上で、政府が定める「新型コロナウイルス感染症対策政府行動計画」に基づく、都道府県の区域に係る「都道府県行動計画」として位置付ける予定である。

2 行動計画の目的・基本的戦略

本県内においても、新型コロナウイルス感染症の発生は避けられないと考え、本県の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2つを主たる目的として対策を講じる。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

ポイント

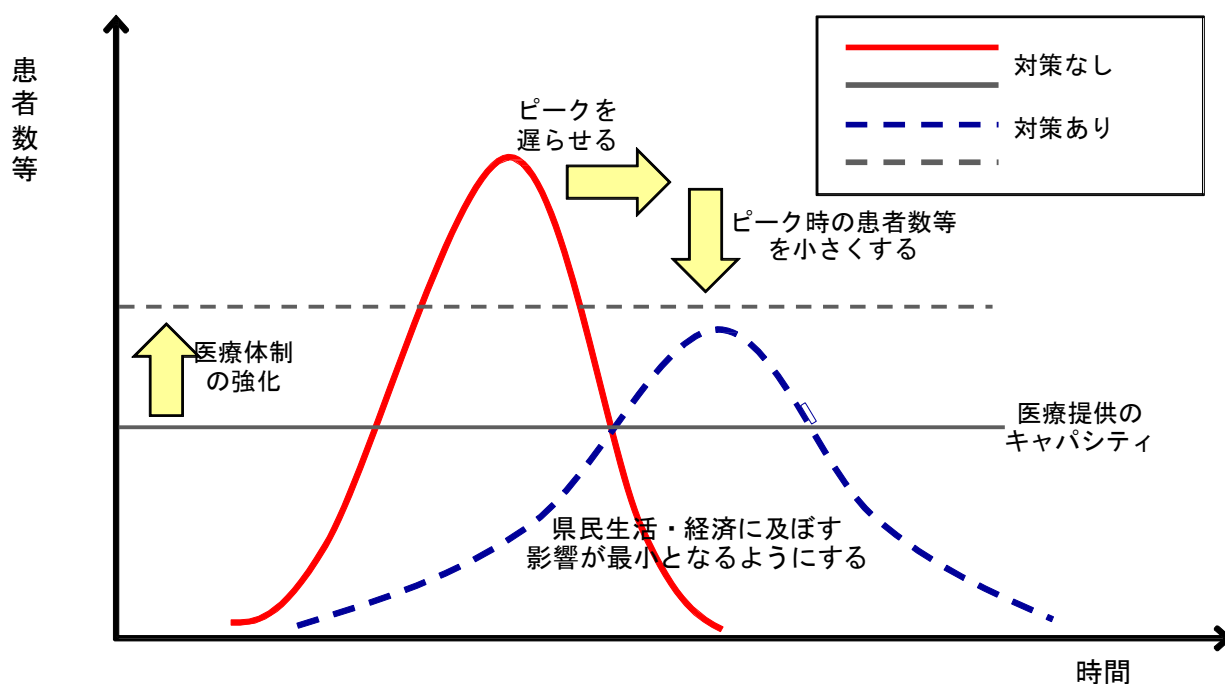
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保
- ・ ピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ポイント

- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



3 発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があるため、今後の発生段階を4つに分類する。(段階の移行は、国等と協議の上、県が判断)

○ 各発生段階における対策の目的

発生段階	対 策 の 目 的
県内未発生期 (国内発生早期)	・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内発生早期	・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
県内感染期	・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
小康期	・ 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

～主要な対策～

新型コロナウイルス感染症対策の2つの主目的を達成するため、具体的な対策を3項目に分けて整理

1 予防・まん延防止

個人対策や地域対策、職場対策などの複数の対策を組み合わせで行う。

県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス感染症の病原性・感染力、発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、縮小・中止の要請を行う。

ポイント

- ・ 県感染症・疾病管理センターの専門的判断に基づき、以下の措置を講じる。
 - ① 県民に対して、外出自粛や基本的感染対策の徹底を要請
 - ② 施設使用制限等の要請・指示等

対策の例	概要
県民・事業者等への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)等, 基本的な感染対策 ・職場における感染予防策, 従業員の健康管理の徹底 ・公共交通機関等利用者へのマスク着用, 咳エチケット等励行の呼びかけ等
患者・濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の感染症指定医療機関への入院 ・濃厚接触者への外出自粛要請, 健康観察 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等の感染対策強化
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視等
施設の使用制限等の要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請, 指示 ・多数の者が利用する施設に対する施設の使用又は基本的な感染対策の徹底の要請, 指示

2 医療

本県においては、新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口（以下「相談窓口」という。）及び帰国者・接触者外来を設置した。

また、県等は、地域関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供していく。

ポイント

- ・感染期においては、原則として「帰国者・接触者外来」から、一般の医療機関において診療できる体制に切り替える。（帰国者・接触者外来は廃止）
- ・想定される以下の措置を講じる。
 - ①医療機関は、医療又は医薬品等を確保
 - ②医療機関が不足する事態において、定員超過入院や臨時医療施設を設置

○ 相談窓口の設置

名称	新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口
設置時期	海外発生期～県内発生早期まで
機能	電話により患者トリアージ
設置場所	県感染症・疾病管理センター, 保健所

- ・発熱・呼吸器症状等を有する者から電話相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談窓口
- ・患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、患者のトリアージ効果が望めないため、相談窓口を縮小・廃止

○ 帰国者・接触者外来の設置

名 称	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期
機 能	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療 及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	感染症指定医療機関等

- ・発熱・呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染の症状を有する者を診療
- ・患者が相当程度増加（感染期等）した段階では、感染拡大防止効果が望めないため、廃止する。（一般の医療機関での診療に移行）

3 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ・新型コロナウイルスは、多くの県民がかり患し、各地域での流行が長期間続き、本人や家族のり患等により、県民生活・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・発生時の県民生活・経済への影響を最小限とするため、県、市町や医療機関等が、業務の継続等を十分に行うことが重要である。

ポイント

- ・業務計画（職場感染対策、重要業務の継続等）の策定等
- ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、食料品・生活関連物資の買占め・売惜しみ、価格高騰の防止の措置等

○ 想定される措置の例

業務の継続等	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活の安定に寄与する事業の継続を行う。 電気・ガス・水、運送・通信・郵便、医療提供等 ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型コロナウイルス感染症による従業員のり患状況等を確認し、休業の要請等必要な対策を速やかに検討する。
サービス水準に係る県民への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
緊急物資の運送等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
物資の売渡しの要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ・県は、物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し物資の保管を命じる。
生活関連物資等の価格の安定等	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視等をする。
要配慮者への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
犯罪の予防・取締り	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察は、警察庁と連携し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応について

(2020年(令和2年)3月5日現在)

1 これまでの取組状況

(1) 実施体制等

- 1月29日 警戒本部設置 (本部長：保健部長)
- 1月30日 第1回警戒会議開催 (以降、毎週局長級会議で情報共有)
- 2月24日 特別警戒本部設置 (本部長：杉野副市長)
- 2月24日 第1回特別警戒本部会議開催 (～2/28 第3回)

(2) 市民啓発及び関係機関等への情報提供

ア 国・県と連携して広範な情報収集を行うとともに、市民及び医療分野を始め全ての関係者に対し迅速に的確な情報提供を行い、冷静な対応を求める。

イ 感染予防のために、手洗いやうがい、マスク着用などの咳エチケットの徹底等自らができることを励行する。

- ・市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」掲載 (1月17日～)
- ・各部署から市民及び関係機関等へ適宜情報提供
- ※ 保育所、学校(幼・小・中・高・大)、社会福祉施設等、市内事業所、外国人支援団体ほか
- ※ 必要な情報が対象者へ正確に伝わるよう配慮 (障がいがある方、外国人など)

(3) 相談・受診等

ア 相談窓口

- 1月29日 相談窓口の設置
- 2月12日 相談窓口を24h対応 (夜間休日はコールセンターが対応)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 24h
084-928-1350

イ 相談状況 853件(内コールセンター:184件) (1/29～3/2)

ウ 相談・受診の目安 (2020/2/17厚生労働省通知により見直し)

- 次のいずれかに該当する方は、相談窓口にご相談
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方 (解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
 - ・ 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある方
- 次のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には相談窓口にご相談
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

エ 相談～受診等の流れ

- ① 相談・受診の目安に該当する方が相談
- ② 相談時に、詳細な聞き取りを行い、必要に応じて、医療機関への受診調整を行う。
- ③ 感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関に受診誘導する。
※ 自力で受診できない場合は、市が移送する。
- ④ 検査の結果、感染が確定した場合は、感染症法による入院となる。
※ 保健所は積極的疫学調査を行い、接触者の健康観察を行う。

2 感染拡大防止に向けた対策

国内における感染拡大の状況を踏まえ、当面（県内未発生）の感染防止策を以下のとおり講じました。
市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 市主催イベントの対応(2/24～) (2/24第1回特別警戒本部決定)

ア 個別のイベントごとに、感染防止対策を講じ実施する。

ただし、以下の場合には中止又は延期を検討する。

- ①不特定多数^{※①}で、効果的な感染防止対策[★]が困難^{※②}なもの
- ②高齢者や基礎疾患のある方が参加するもの
- ③妊婦の方が参加するもの
- ④開催時期の変更が可能なもの

※①多数とは

⇒リーデンローズ小ホールの席数を超える規模の人数等

※②効果的な感染防止対策が困難とは

⇒濃厚接触を避けることができないもの

★感染防止対策の具体

保健衛生上の対策	イベント運営上の対策
<ul style="list-style-type: none">・マスク着用などの咳エチケット、手洗いなど・会場へのアルコール消毒液等の設置・体調不良者の参加自粛のお願い・会場の換気 ・終了後の消毒	<ul style="list-style-type: none">・開催規模の制限（参加人数）・開催場所の見直し（屋内・外、換気の状態）・開催時間の短縮（同一空間での滞在時間）・プログラム内容の見直し（距離や接触）

イ 市主催イベントの対応について(2/27～) (2/27第2回特別警戒本部決定)

- ・当面3月15日までのイベントについて中止等を決定。
- ※中止等のイベントは、市ホームページを参照してください。

(2) 学校の対応

ア 卒業式・卒園式の対応 (2/27第2回特別警戒本部を経て市教委決定)

- ・感染拡大防止措置を講じ実施する。
- 参加者制限（原則、卒業生・保護者・教職員）、スペース確保、時間短縮等を行う。

イ 市立小中学校等の臨時休業(3/2～春休み) (2/28国の要請を受け、特別警戒本部・市教委決定)

- ・国の要請を受け、市内全ての小中学校、義務教育学校、福山市立中・高等学校を臨時休業する。
- ・仕事などで対応が困難な家庭の子どもは、学校で受入れを行う。
- ・放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、放課後等デイサービスは通常利用とする。
- ・企業、事業所等へ、従業員の休暇取得等について格段の配慮を要請する。

(3) 公共施設の利用制限等(2/28～) (2/28第3回特別警戒本部決定)

当面3月15日までの公共施設利用について、次のとおり決定した。

- ・閉館するもの…老人福祉センター（5施設）、ふれあいプラザ(32施設)（重症化が懸念される高齢者への感染防止対策）
- ・利用制限するもの…図書館（予約貸出、返却のみとし滞在時間を制限）
- ・文化施設・体育施設は開館、利用はイベント内容で判断する

(4) ネウボラ相談窓口「あのね」の対応(3/2～) (2/28第3回特別警戒本部決定)

窓口対応は引き続き行うが、継続相談や妊娠後期の相談については、来訪されなくても相談できるよう、対象者へ電話相談または訪問相談を実施する。

(5) 社会福祉施設等の対応(2/17～)

○国通知に基づき、感染防止対策の徹底のための必要な情報提供及び助言指導を適宜実施。

- ・利用者の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の利用制限及び医療等へのつなぎ（2/24）
- ・従事職員の体調管理及び健康状態把握の徹底、体調不良者の従事制限（2/24）
- ・面会の制限／業者を含む全ての関係者の健康状態把握及び体調不良者の入館等の制限（2/24）
- ・人員基準等について、必要に応じ柔軟な扱い（2/17）

(6) その他(2/28～) (2/28第3回特別警戒本部決定)

- ・市民税・県民税・国民健康保険税の申告期限の延長（3/16までを4/16までに）
- ・市の業務での会議・研修・出張等について、必要性を再検討し対応する。

2020年(令和2年)3月5日

イベント等の中止に伴う公の施設の使用料の返還について(案)

2020年(令和2年)2月24日に福山市新型コロナウイルス感染症特別警戒本部において決定した「市主催イベントの対応について」を受け、イベント等を中止した場合の公の施設の使用料については、全額を返還する。

【適用期間】

- ・2020年(令和2年)2月24日から、当面3月31日までの公の施設の使用について適用する。
- ・許可日を過ぎても、遡って対応することができる。

放課後児童クラブの利用状況

年月日	在籍数	利用数	利用率
2020/3/2	5,229	2,284	44%
2020/3/3	5,229	2,205	42%

2020年(令和2年)3月4日

学校教育課学事課

一斉臨時休業に伴う児童生徒の受入状況(3日目 3月4日)

区 分		合計
小学校	受入実数(A)	4,059人
	受入希望数(B)	6,433人
	割合(A)/(B)	63.1%
	児童数(C)	25,163人
	割合(A)/(C)	16.1%
中学校	受入実数(A)	56人
	受入希望数(B)	145人
	割合(A)/(B)	38.6%
	生徒数(C)	11,326人
	割合(A)/(C)	0.5%

児童生徒数は今年度5月1日現在

希望数は3月3日16時現在

区 分		1日目	2日目	3日目
		3月2日	3月3日	3月4日
小学校	受入実数(A)	4,765	4,369	4,059
	前日との差		-396	-310
中学校	受入実数(A)	80	70	56
	前日との差		-10	-14

新型コロナウイルス感染症により中止、延期又は縮小する主なイベント（催し）等

開催日	イベント（催し）等の名称	場所	中止・延期等	担当課
3/10	備後圏都市計画地区計画の変更に係る説明会	福山市役所中会議室	延期	都市計画課
3/11	松永人権問題講演会	福山市西部市民センター	中止	松永地域振興課 松永生涯学習センター
3/15	人口減少時代の地域コミュニティを考えるシンポジウム	福山市役所大会議室	延期	まちづくり総務課
3/17	福山市人権啓発推進連絡協議会実践交流研修会	福山市人権交流センター	中止	人権・生涯学習課
3/19	備後圏都市計画地区計画の変更に係る説明会	福山市役所中会議室	延期	都市計画課
3/20 ～3/22	エフピコアリーナふくやま・芦田川かわまち広場（親水広場） オープニングイベント	エフピコアリーナふくやま ほか	縮小	スポーツ振興課
3/28	ばらのまち福山ミステリー文学新人賞表彰式	福山ニューキャッスルホテル	中止	文化振興課